明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示の一部を改正する件（総務二三六）　一
○建築基準法の規定に基づく性能評価機関の指定等をした件（国土交通七九七）　三
○承認性能評価機関の名称等を定める件（同七九八）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○総務省告示第二百三十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の五第四号の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第八十五号（一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。